平成２７年（フ）第１８４７号
大阪市平野区西脇３丁目１番７号ファトゥリュージェ403
債務者　北村　直美
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８８３号
大阪市東住吉区中野２丁目６番18号
債務者　飯田　　悟
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９６９号
大阪府八尾市恩智北町２丁目７番地の１松岡マンションⅡ・306号
債務者　西村　留美
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９７７号
大阪市住之江区北加賀屋３丁目５番48号
債務者　西地左惠子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０００号
大阪市住吉区苅田５丁目２番17―501号、前住所大阪市住吉区沢之町１丁目２番２号三和マンション２－３号
債務者　小林絵理子こと　吉光千賀子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２００７号
大阪市西成区北津守２丁目２番16号
債務者　槌田　正雪
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０５７号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番36号サンヴェール春日　205号室
債務者　川上雄一郎
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０５９号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番32―403号
債務者　古島まり子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０６４号
大阪市北区山崎町５番10号、前住所大阪府枚方市南船橋２丁目６番１―803号
債務者　森　　仁昭
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８６号
奈良県橿原市地黄町325番地の５　かとうパークハイツ２棟202号
債務者　高原　加代
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目５番10―506号　マンション南、前住所奈良県大和高田市南今里町７番21号
債務者　フジイタイルこと　藤井　正行
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番21―305号
債務者　矢追　　明
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５２０号
札幌市手稲区前田７条17丁目８番45―106号
債務者　峯岸　智也
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２６号
北海道千歳市北光６丁目４番７号
債務者　島田　康生
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３１号
北海道恵庭市牧場407番地２
債務者　木村　優子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５６号
北海道江別市中島３番地
債務者　久保田優介
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８９号
札幌市手稲区前田４条15丁目２番22号
債務者　只野　　覚
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０９号
札幌市白石区本郷通２丁目北３番17―102号
債務者　藤中真貴子（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部